



令和元年12月20日
住宅局建築指導課

一級建築士の懲戒処分について

一級建築士に対し、建築士法第10条の規定により、中央建築士審査会※（12月13日開催）の同意を得て、別紙のとおり免許取消処分及び業務停止処分（12月13日付け）を行いましたので公表します。

※ 中央建築士審査会は、一級建築士試験や一級建築士の懲戒処分等に関する審議を行うため、建築士法第28条に基づき設置されております。

（問い合わせ先）

住宅局建築指導課 船田（内線39-518）、濱（内線39-535）

TEL：03-5253-8111（代表）

03-5253-8513（直通）

FAX：03-5253-1630

一級建築士の懲戒処分について

1 和田 稔^{わた むのる}（登録番号 第215021号）

① 処分の内容

免許取消

② 処分の原因となった事実

茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・山梨県内の建築物（22物件。以下「本件建築物」という。）について、株式会社レオパレス21（当時株式会社エムディアイ）一級建築士事務所（東京都知事登録第36122号。以下「同事務所」という。）の業務に関し、工事監理者として、工事監理（工事が設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること）を十分行わなかったことにより、本件建築物の界壁が小屋裏ないし天井に設計図書のとおり設置されておらず、建築基準法（昭和25年法律第201号）第30条及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第114条の規定に違反する工事が行われる事態を生じさせた。

また、管理建築士として、同事務所の業務の技術的事項を総括する立場にあったにもかかわらず、工事監理が十分行われない事態や、小屋裏全体に界壁が設置されていない施工実態とは異なる確認申請が行われる事態が生じるなど、同事務所の管理を十分行わなかったことにより、界壁不備等の違反建築物を多数現出させるに至った。

2 松坂 倫一郎^{まつざか りんいちろう}（登録番号 第251609号）

① 処分の内容

免許取消

② 処分の原因となった事実

滋賀県・大阪府内の建築物（20物件。以下「本件建築物」という。）について、株式会社レオパレス21（当時株式会社エムディアイ）一級建築士事務所（大阪府知事登録第16701号。以下「同事務所」という。）の業務に関し、工事監理者として、工事監理（工事が設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること）を十分行わなかったことにより、本件建築物の界壁が小屋裏ないし天井に設計図書のとおり設置されておらず、建築基準法（昭和25年法律第201号）第30条及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第114条の規定に違反する工事が行われる事態を生じさせた。

また、管理建築士として、同事務所の業務の技術的事項を総括する立場にあったにも

かかわらず、工事監理が十分行われない事態や、小屋裏全体に界壁が設置されていない施工実態とは異なる確認申請が行われる事態が生じるなど、同事務所の管理を十分行わなかったことにより、界壁不備等の違反建築物を多数現出させるに至った。

3 ^{くまだ ひろし}熊田 博司（登録番号 第174066号）

① 処分の内容

免許取消

② 処分の原因となった事実

愛知県内の建築物（20物件。以下「本件建築物」という。）について、株式会社レオパレス21名古屋支店（当時株式会社エムディアイ及び株式会社レオパレス21）一級建築士事務所（愛知県知事登録第9499号。以下「同事務所」という。）の業務に関し、工事監理者として、工事監理（工事が設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること）を十分行わなかったことにより、本件建築物の界壁が小屋裏ないし天井に設計図書のとおり設置されておらず、建築基準法（昭和25年法律第201号）第30条及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第114条の規定に違反する工事が行われる事態を生じさせた。

また、管理建築士として、同事務所の業務の技術的事項を総括する立場にあったにもかかわらず、工事監理が十分行われない事態が生じるなど、同事務所の管理を十分行わなかったことにより、界壁不備等の違反建築物を多数現出させるに至った。

4 ^{いまい けんいち}今井 健一（登録番号 第216140号）

① 処分の内容

令和2年6月1日から業務停止14日

② 処分の原因となった事実

奈良県内の建築物（1物件）について、株式会社今井工務店の業務に関し、一級建築士たる工事施工者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第8項の規定に違反し、同法第6条第1項又は第6条の2第1項による確認済証の交付を受けずに建築工事を行った。また、同建築物について、株式会社今井工務店建築設計事務所（奈良県知事登録第2019（と）1071号）の業務に関し、一級建築士たる工事監理者として、確認済証の交付を受けずに工事が行われることを容認した。

以上